

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

July 2023



EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- July 2023 -

営利事業者の棚卸資産廃棄に関する留意事項

▶ はじめに

多くの営利事業者では、四半期ごと等、定期的に棚卸資産の整理や実地棚卸を行っています。一方で、商品又は原材料、補助材料、仕掛品等について、期限切れ、変質、破損、滞留などの要因によって廃棄が必要となった場合、営利事業者はその損失を計上するにあたって対応や準備が必要となります。

また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が徐々に落ち着き台湾入出境に係る規制は正常に戻りつつありますが、台湾以外の場所で棚卸資産を廃棄する場合にも留意すべき事項があります。

今月のJBS NEWSLETTERでは、棚卸資産の廃棄に関する税務上の規定と留意事項について説明します。棚卸資産の管理にお役立てください。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 棚卸資産の廃棄に係る税法関連規定の整理
- ▶ 営利事業者が商品、原材料、補助材料を廃棄する方法
- ▶ 棚卸資産廃棄に係る損失認識にあたっての留意点
- ▶ 営利事業者の棚卸資産廃棄損失に係る課税事例

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

EY 安永

Building a better
working world

営利事業者の棚卸資産廃棄に関する留意事項



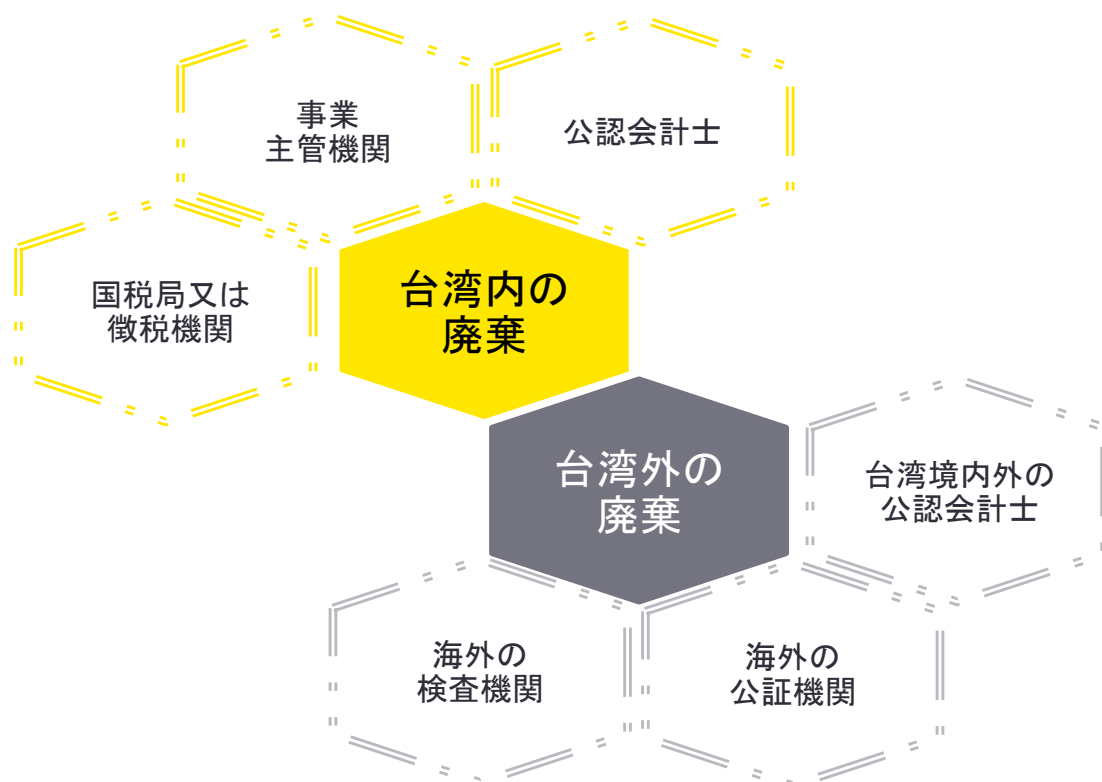
棚卸資産の廃棄に係る税法関連規定の整理

条文	内容
営利事業所得税 審査準則 第101条の1	<p>一、商品又は原材料、補助材料、仕掛品等が期限切れ、変質、破損又は滞留によって販売や加工、製造等ができないことを理由に廃棄する場合、会計士監査報告書又は年度営利事業所得税監査報告書に関連する資料を添付して廃棄損失を認識するものを除いて、事実発生後30日以内にリストを添付し該当管轄租税徴収機関に申請をして廃棄の立会、確認を受けるか、あるいは事業主管機関に申請をして廃棄の立会后、証明書類を取得しなければならない。</p> <p>二、生鮮の農作物、魚介類又は原材料、補助材料、仕掛品について、その製品の特性又は関連する衛生法令の規定によって、期限切れ後又は変質後、長期間保存ができない場合、会計士監査報告書又は年度営利事業所得税監査報告書に関連する資料を添付して廃棄損失を認識することができる。</p> <p>三、前二号の規定により廃棄した商品又は原材料、補助材料、仕掛品等について、廃棄物売却収入がある場合、その他収入又は商品廃棄損失の減算項目として計上しなければならない。</p>



営利事業者が商品、原材料、補助材料を廃棄する方法

営利事業者の台湾内外の商品又は原材料、補助材料、仕掛品等について、期限切れ、変質、破損、滞留などの要因によって売却や加工、製造を行うことができなくなり廃棄を行う場合、下記のいずれかによって、廃棄の立会及び関連証明書の発行を委託することで廃棄損失を認識することができます。



営利事業者の棚卸資産廃棄に関する留意事項



営利事業者が商品、原材料、補助材料を廃棄する方法（続）

台湾内：

□ 国税局に廃棄の立会又は書面による審査を申請する方法

- ▶ 商品が販売又は加工、製造ができない事実が発生してから30日以内に、国税局又は徴税機関に書面、インターネット又は電話で連絡し、商品、原料の廃棄リストなどの関連資料を添付して申請します。廃棄金額が新台幣500万元未満の場合、簡易の書面審査が行われますが、新台幣500万元以上の場合、国税局又は徴税機関は、調査員の派遣が検討されます。

□ 事業主管機関による廃棄の立会

- ▶ 輸入品や原材料の輸送中に事故が発生し、商品が破損又は変質して販売ができなくなった場合、又は保税地域で廃棄物が発生した場合、書面又は電子的方法によって、廃棄リストを添付し所轄の税関に申請を提出します。税関の立会後に発行される書類によって、廃棄損失を計上することができます。
- ▶ 安全認証高品質企業として優良と評価された保税工場で、税関による立会の免除を申請した場合には、廃棄完了の翌日から14日以内に、廃棄リストに日付、場所、廃棄方法及び運搬方法を記載し、廃棄後の貨物の写真及びその他関連証明書類を添付した上で書面又は電子的方法で管轄税関へ提出し審査を受ける必要があります。
- ▶ 特殊な産業・業種の製品又は原材料が破損又は変質し、人々の健康に危害を及ぼす恐れがあるものについては、書面又は検証ができるその他の方法により、回収及び廃棄の計画書を策定し、衛生局の立会後に発行した書類を以て廃棄損失を計上することができます。

□ 会計士による廃棄の立会（詳細は次のページをご参照ください）

- ▶ 生鮮の農産物、魚介類又は原材料、補助材料、仕掛品が製品の特性又は関連する衛生法令の規定により、期限切れ又は変質後、長期間保存できないものは、会計士監査報告書又は年度営利事業所得税監査報告書に関連する資料を添付して、事実に基づき廃棄損失を認識することができます。

台湾外：

□ 海外の公証機関又は検査機関による廃棄の立会

- ▶ 「事前」に廃棄リストを添付して理由を説明し、徴税機関の許可を取得する必要があります。また、当該海外の公証機関又は検査機関の身分を証明できる証明書類、廃棄明細表、棚卸及び立会の記録及びその過程の映像又は写真を準備し、所在地の台湾在外公館又はその他台湾政府認可機関による認証を受ける必要があります。

営利事業者の棚卸資産廃棄に関する留意事項



営利事業者が商品、原材料、補助材料を廃棄する方法（続）

□ 会計士による廃棄の立会

台湾内で発生する場合

- 会計士監査報告書
- 廃棄手続前後の写真又は映像(日付の記載が必要)
- 廃棄業者や回収場などが確実に棚卸資産を廃棄したことを証明する書類等

台湾外で発生する場合

- 「事前」に廃棄リストを添付して理由を説明し、営利事業者の所在地の国税局の許可を取得する必要があります。

上記台湾内で発生した場合の準備書類の他、下記資料の準備も必要となります：

- ✓ 現地の公認会計士に委託する場合、その身分証明書
- ✓ 会計士が署名した廃棄明細表
- ✓ 所在地の台湾在外公館又はその他台湾政府認可機関による認証



棚卸資産廃棄に係る損失認識にあたっての留意点

- ▶ 営利事業者が棚卸資産廃棄損を認識する場合、まず、その廃棄金額が基準値である新台幣500万元を超えているかどうかを会社内部で確認します。基準値よりも低い場合、書面による国税局の審査を申請することができますが、廃棄金額が新台幣500万元を超える場合は、事実発生後30日以内に国税局に立会を申請するか、又は会計士事務所に廃棄の立会を委託することを検討します。同時に、営利事業者は廃棄品の棚卸リストを準備し、廃棄進行中の記録を残す必要があります(例えば、写真、録画映像など)、かつ、商品を使用又は販売することが不可能な状態にて廃棄する必要があります。もし、廃棄物の売却収入がある場合は、その他収入又は損失の減算項目として計上しなければなりません。
- ▶ 台湾外の棚卸資産を廃棄する場合、COVID-19が流行していた期間では、各国において入出国規制及び隔離政策などの防疫措置が実施されていたため、営利事業者は、上記規定に従い、会社所在地の国税局に事前に申請した上で、海外の公認会計士や公証機関／検査機関に廃棄の立会を委託し、かつ、所在地の台湾在外公館又はその他台湾政府認可機関による検証を受けた上で、事実に基づき廃棄損失を計上することが必要となっており、必要書類や手続がより複雑でありました。現在、COVID-19は落ち着きつつあり、入出国規制は正常に戻りつつあるため、会社の台湾外における棚卸資産の廃棄にあたっては、台湾内の会計士に棚卸、立会の監査報告書の発行を委託し、事実に基づき廃棄損失を計上することもできます。
- ▶ 会社の廃棄資産が保税倉庫に保管されている場合、保税倉庫の入出庫は厳格な管理がなされているため、所轄の税関に申請する必要があります。保税地域の物流業者に協力をもらい、税関の立会後の証明書に基づき廃棄損失を計上することになります。もし、保税倉庫に保管されている特殊な産業・業種の製品又は原材料が破損又は変質し、人々の健康に危害を及ぼす恐れがあるものについては、衛生局が発行した証明も同時に取得した上で、事実に基づき廃棄損失を計上する必要があります。
- ▶ 会社が廃棄した棚卸資産が課税済みのタバコ及びアルコール製品であり、かつ、該当棚卸資産が変質・損傷しているか、又は品質が規定に合致していない場合、廃棄の立会に関連する申請書及び書類をタバコ・アルコール製品の保管地の主管租税徴収機関に申請することができます。許可の取得後、既に支払われたタバコ税、酒税、タバコに関する健康福利税金の還付を製造会社所在地の主管租税徴収機関又は輸入税関に申請することができます。

営利事業者の棚卸資産廃棄に関する留意事項



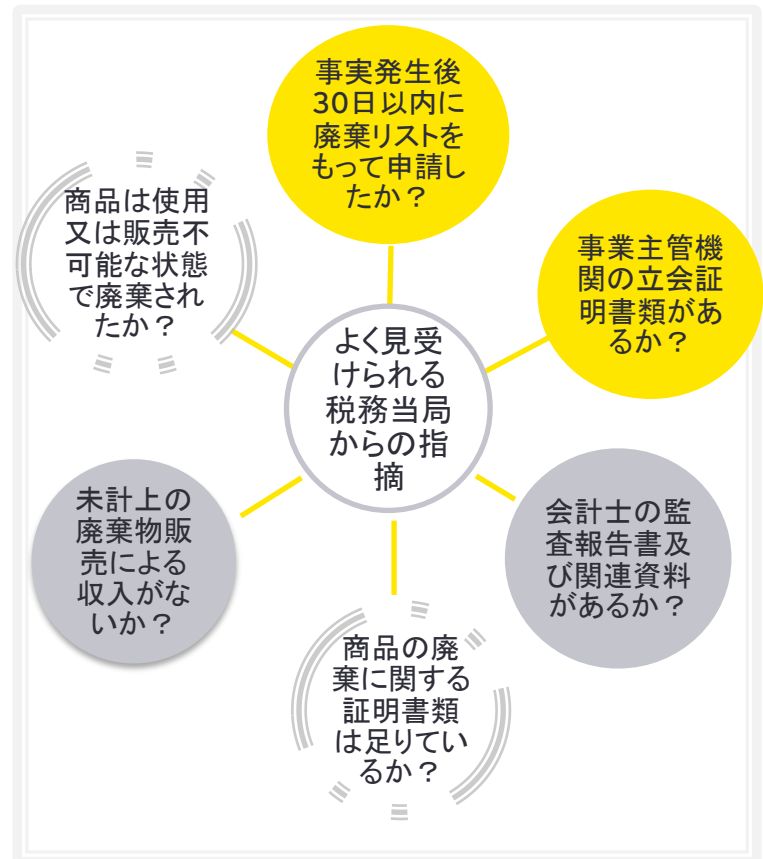
営利事業者の棚卸資産廃棄損失に係る課税事例

事例1

A社は、その営利事業所得税申告書において、商品の廃棄損失を新台幣500万元計上しました。しかし、国税局の調査において、A社としては商品は正味実現可能価額を下回り自社で廃棄したことを主張しましたが、A社は廃棄事実発生後30日以内に廃棄リストを添付した上で税務当局による立会の申請をしておらず、また、事業主管機関による立会の証明書類もなく、さらに会計士による棚卸・立会の監査報告書も入手していないことが判明したため、規定に合致しないものとして当該廃棄損失は認められませんでした。

事例2

B社は、その営利事業所得税申告書において、台湾境外に販売した商品に係る廃棄損失を新台幣1,500万元計上しました。B社は廃棄前の商品の写真や廃棄明細表を提示しましたが、所轄租税徴収機関の許可書は提示しておらず、また、海外の現地公認会計士の立会や台湾境外の公証機関又は検査機関の立会を委託した証明書類もありませんでした。この結果、税務当局より、規定に合致しないものとして、費用の全額が否認され追徴課税がなされました。



営利事業者の棚卸資産の廃棄にあたっては、棚卸資産が確実に使用できない状態で廃棄されていることを証明する書類の準備が必要です。また、廃棄物の売却収入がある場合、その他収入又は損失の減算項目として計上する必要があります。計上した原価や費用又は損失が税法の規定に準拠しておらず、国税局によってそれらが否認されたり、過失による租税権利への影響を避けるためにも、営利事業者は関連する法令規定を把握しておくべきです。

棚卸資産の廃棄損失の認識又は廃棄手続に疑問がある場合、税務上の紛争などの税務リスクを軽減するため、会計士にご相談いただくことをお勧めします。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々
の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2023年6月	国税局がどのように法人所得税の過少申告を発見しているか～その一般的な方法～
2023年5月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(営業税・源泉税・租税協定・移転価格税制)
2023年4月	新台湾赴任者のための制度基礎(会計決算・法人所得税概要)
2023年3月	台湾における3層構造の移転価格文書の規定
2023年2月	台湾における個人所得税の基本事項及び留意事項～2022年度分の申告に向けて～
2023年1月	外国人に適用される台湾の退職金規定と退職所得にかかる課税について
2022年12月	移転価格税制上の留意事項(営業外の投資、比較可能対象等)
2022年11月	入境開放-アフターパンデミックでの人材異動に係る台湾入境ガイド
2022年10月	国境を越えたリモートワークの課題
2022年9月	台湾における移転価格報告書の注意事項と個別取引テストについて
2022年8月	外国特定専門人材の申請方法ーゴールドカード vs 就労許可
2022年7月	産業創新条例のポイントとよくある質問
2022年6月	改めて整理しておきたい日台租税協定の適用

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制(法人・個人)、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文もあるので、現地台湾人との討論やコミュニケーションもスムーズです。



EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2021年12月8日	WEBセミナー	決算直前セミナー／台湾法令アップデート
2021年8月25日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

税務サービス

劉惠雯 税務服務部營運長
02 2757 8888 88858
heidi.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2757 8888 88870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2757 8888 88872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師
02 2757 8888 88875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2757 8888 88873
anna.tsai@tw.ey.com

林志翔 執業會計師
02 2757 8888 88876
michael.lin@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 238 0011 88990
ben.wu@tw.ey.com

曹盛凱 執行總監
02 2757 8888 67151
kelvin.tsao@tw.ey.com

監査サービス

黃建澤 審計服務部營運長
02 2757 8888 88810
james.c.huang@tw.ey.com

張志銘 執業會計師
02 2757 8888 88882
steven.chang@tw.ey.com

JBS

清本 雅哉 副總經理
02 2757 8888 88830
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理
02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる 個人情報取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民國の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2023 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

APAC NO.14007368
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

